

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 黒田課長殿

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

写)安全保障貿易管理課 青木(謙)課長補佐殿

写)安全保障貿易審査課 宮崎(拓)課長補佐殿

写)安全保障貿易審査課 渡井調整係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
制度専門委員会 制度・手続分科会
主査 田中 利広

通達類の見直しについて

はじめに

平成 24 年度の通達の統合化（提出書類通達、キャッチオール規制通達、包括許可取扱要領）から 5 年が経過しようとしています。この時点で過去の要望や質問も含めて、あらためて見直しをいたしました。以下のとおり、改正、修正、要望の事項についてまとめたものを提出いたします。

1. 運用通達

(1) 別表第 1 の別紙の（注）一地域区分の見直しについて

地域区分は、昨年は国連安保理決議に基づく武器禁輸国指定からコートジボワールとリベリアが解除され、輸出令別表第 3 の 2 から削除、地域区分も「ち地域」から「と地域①」「と地域②」になった改正がありました。また記憶に新しいところでは、平成 26 年 10 月にロシアが「い地域②」から「ろ地域」へ、同じく「ほ地域」から「へ地域」に変更されました。これらは、国連決議に基づくものや有志連合の制裁による変更であります。

これら「い地域①」から「ち地域」の地域区分には一定の規則と政策判断が入っているものと思われませんが、輸出管理レジームへの加盟という観点での見直しも必要ではないかと考えます。

たとえば、2016 年にインドが MTCR に加盟しましたが、MTCR 加盟国（ホワイト国とロシアを除く。）のグループである「ほ地域」ではなく、依然として「へ地域」のままであります。NSG 加盟国（ホワイト国を除く。）のグループであると思われる「い

地域②」からは、中国、ロシアを別格とすれば、クロアチア、アイスランド、メキシコ、セルビアが抜けていて、「ろ地域」のままです。同様にAG加盟国（ホワイト国を除く。）のグループである「は地域①」からはクロアチア、ウクライナ、メキシコが抜けており、「は地域②」「に地域」のままです。

これら国々の地域について、国際輸出管理レジーム加盟という観点から（政策判断も加えて）あらためて見直しが必要であると思われます。

なお、本分科会では、「仕向地の再整理に向けて（25 貿情セ調（経提）第3号（平成25年10月 8日））」を提出していますが、併せて検討を進めていただくようお願いいたします。

(2) 別表第3 1-5-6「数量及び総額の増加の記入」の欄の運用の明確化について

その(2)で「数量の増加の計算は、輸出許可申請書、・・・に記載されている数量の未通関のものを基準として行い、・・・。」とあります。全量一括で輸出する場合は、契約上の増加率が反映されますが、分割の輸出の場合は、未通関数量を基準とすると、契約上の増加率を加味した数量を満たさない恐れが生じます。数量100とし、増加率が10%とすると1回の船積みであれば110まで輸出できますが、2分割して輸出をする場合を考えてみると次のようになります。第1回で50を輸出すると未通関は50であり、増加率10%を加味すると残り輸出できるのは55、トータルでは105でしかなく、契約をみたさなくなります。Buyerに数量のOptionがある場合においては、契約不履行になる恐れが生じます。

こうしたことを回避するために、実運用では、分割が見込まれる場合に許可申請時に理由書を提出すれば最大値での申請も認められています。ただし、これは相談にいった企業だけが知っていることであり、公平さの観点からは、経済産業省の安全保障貿易管理のHPのQ&Aに掲載することが必要であり、早急に掲載をお願いいたします。

(3) その他の改善事項について

1) 1-1(2) (ロ) の「輸出許可・承認申請書の提出部数について

通達上は、「提出部数は、2通とする。」となっていますが、輸出管理規則第1条第1項第三号の規定では、「別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書3通」となっており、不統一であり、実態に合わせて統一すべきである、と考えます。

なお、2-1(2) (ロ) にも「提出部数は2通、その他別に定める品目別輸出承認基準等による場合はその通数とする。」とあります。

2) 1-1 (7) (イ)と素材関連のQ&A7について

安全保障貿易管理の素材のQA7は以下のとおりです。

Q 7 : 質問

マイナスイオン効果のある日用品の製造に使用するパウダーを輸出しようとしたところ、その中にトリウムが含まれていることが分かりました。分析したところ、非常に微量でしたが、輸出許可は必要ですか。

A 7 : 回答

ウラン、トリウム、プルトニウムやその化合物は、少量であっても輸出許可申請が必要になります。(貨物等省令第 1 条第 1 号参照)

このQ&Aは、運用通達 1-1 (7) (i)のいわゆる 10%ルールとの関連でどう解釈すべきでしょうか。①では、輸出令別表第 1 の 2 の項関連は (3) 重水素又は重水素化合物だけが「輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。」の例外として扱われているのみです。

3) 4-1-2(1)(ロ)の関税法の条号について

「関税法第 2 条第九号の「船用品」又は第十号の「機用品」とあるが、関税法第 2 条第 1 項 第九号・・・」が正しい条項号です。

4) 別表第 1 1-2-2(2)の役務取引許可との同時申請について

役務通達については(「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。))となっていますが、(「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。))が正しいものです。

そのうえで役務通達の規定の改正に伴い、役務通達の 2 (4) と対応させるためには、全体を次のように改正すべきである、と考えます。

別表第 1 の 1-2-1 に掲げる輸出であって、外為法第 25 条第 1 項の規定に基づき役務取引許可 又は外為令第 17 条第 2 項に基づき特定記録媒体等輸出等許可 (「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。))の別紙 2-2 の 1 の (2) のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るもの 又は特定記録媒体等輸出等の許可を行う行為に係るもの に限る。)に係る貨物を当該役務取引許可 又は当該特定記録媒体等輸出等許可 と同時に申請される許可に係る輸出

5) 別表第3 1-3-3の「費消」と1-4-1の「消費」について

1-3-3の「需要者」の欄では「貨物を費消し、又は加工する者」となっていますが、1-4-1の「仕向地」の欄では、「消費又は加工されることが明らかな場合は」となっています。つまり、「費消」と「消費」の二つの用語が用いられていますが、同じ意味で用いているのであれば、統一した用語を用いるべきではないかと考えます。

なお、キャッチオール規制通達の「需要者」の定義も、運用通達と同じ「費消」の用語を用いています。

2. 役務通達

(1) 別紙3の第1の注4について

本通達の別紙3の第1は運用通達の1-1(2)(ロ)(ハ)に対応するものです。運用通達(ハ)(b)契約書の(注1)は「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」と規定していますが、本通達の契約書に関する注4にはこうした規定はなく、運用通達とのバランスをとるためにも注4の①として規定すべきではないか、と考えます。

なお、役務取引等の許可だけを申請する場合は、申請者は提出書類通達の別記1の(イ)の(注2)の規定を適用して、契約書には[政府の許可が得られるまで・・・]の条項を盛り込んでいると思われる。

(2) 別紙3の第2の2(4)⑥の例3について

例3については「外為令別表の11の項(4)、貨物等省令第23条第3項第二号ト」が記述されていますが、現在貨物等省令第23条第3項第二号トは削られており、例示としては適当ではなく、別の貨物等省令とすべきです。

なお、同じ貨物等省令は、第4の2(4)④の例3にもあります。

3. 提出書類通達

(1) 様式2 最終用途誓約書の第3節(h)のチェックボックスについて

現在の運用では、「最終用途誓約書に係る注意事項」を説明され、理解したことを最終需要者等が自筆でチェックボックスに☑を記入してあることを経済産業省の申請窓口で要求されています。しかしながら、輸出者は、誓約書とともに、決まった様式はないものの「需要者等が理解したことの記録」を保存することになっているため、チェックボックス自体を自筆にする必要性はないものと考えます。

そもそも、誓約書全体の内容について、最終仕向国の最終需要者が署名をするのであり、当然第3節(h)の内容も含んで誓約をしていますから、チェックボックス自体が必

要であるかも疑問であり、削除を要望いたします。

したがって、チェックボックスを削除したうえで、別記3-1の1の「…その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☐をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。」の箇所を次のように改正していただくよう要望いたします。

「…その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☐をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。」

なお、様式3の第3節(i)様式4の第3節(f)も同じ運用が求められます。

4. 包括許可取扱要領

(1) III 5 (5) ①②のd)「許可を受けて輸出した貨物」について

特定包括許可の継続的な取引関係等についての①と②のd)には「許可を受けて輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合」として、いくつかの部分品が列挙されています。

そして、特定包括輸出許可の申請手続の(4)(へ)の(注2)は「(5)の①d又は②d)に該当する場合にあっては、(へ)の書類として、許可を受けた許可証の写しを提出すること。」と規定されていて、継続的な取引関係等の「許可を受けて輸出した貨物」は個別の輸出許可を受けたものと解されます。

しかしながら、親貨物が非該当（たとえば半導体製造装置等）であるケース、非該当として輸出した親貨物がその後の法令改正によって該当になったケース（たとえば連続式又はバッチ式の混合機）、親貨物が包括許可を適用して輸出したケース（たとえば工作機械）等であっても、当該親貨物の保守、修理又は交換部分品は該当であることがあって、親貨物が「許可を受けて輸出した貨物」に限定している現行の特定包括許可は輸出者にとっては使い勝手の悪いものとなっています。

せつかくの特定包括輸出許可の利用者を増やすためにも、5(5)①d)及び②d)を許可の要不要、種類は問わないこととし、その改正を受けて、以下の項目を改正することを要望いたします。

5(5)①d)及び②d)

「本邦から輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下の該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、本邦から輸出した当該貨物の輸入者(注：2d)の場合は「需要者」)向けの輸出であるもの」

5(4)(へ)(注2)

「(5)の①d)又は②d)に該当する場合にあっては、(へ)の書類として、次のいずれかを提出すること。

- ① 許可を受けた許可証の写し
- ② 本邦から輸出した貨物の輸出許可通知書、インボイス及び輸出した貨物と保守若しくは修理又は交換を目的として輸出する貨物との関係の説明書」

5 (4) (ト) (注1)

(略) その他の注意事項は以下のとおり。

- ・(略) (5) の① d) 又は② d) に該当する場合 であって、「許可を受けた許可証の写しを提出した場合は、該当する輸出許可の許可番号及び許可日を記載すること。

(略)

8 (2) (ホ)

5 (5) の① d) 又は② d) に該当する場合であって、本邦から輸出した 貨物に係る内容を追加しようとするとき

① (略)

② (略)

- ③ 追加する内容に該当する 次のいずれか 1 通

イ 個別許可を受けた輸出許可証の写し

ロ 本邦から輸出した貨物の輸出許可通知書、インボイス及び輸出した貨物と保守若しくは修理又は交換を目的として輸出する貨物との関係の説明書

④ ~⑥ (略)

(2) V 6 (3) (へ) ②の注3) について

特定子会社が輸入者又は取引の相手方となる場合（特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者でない者）の誓約書は提出書類通達の様式3の誓約書が必要であるが、その注3) は「ストック販売を想定している貨物がある場合には、(へ) の①の誓約書の他に (へ) の②の誓約書が必要となる。」と規定しています。

しかしながら、(へ) の②は、そもそも提出書類通達の様式3を規定しているものであり、むしろこの注3) は、特定子会社が最終需要者であり、かつ再販売をしている場合を想定しており、(へ) ②の注3) ではなく、(へ) ①の注3) として位置づけられるのが適当ではないか、と考えます。

(3) その他の改善事項について

1) 特定子会社包括許可の電子申請について

特定子会社包括許可の電子申請については、以前から要望しているところです。予算措置が厳しいことは承知していますが、平成21年度に特定子会社包括制度が創設されたことを考えると、電子申請の取組みに時間がかかりすぎています。迅速な対応を要望いたします。

2) VII 2 実績報告(3)特別返品等包括許可の(例)について

例の最後に「その後も、3か月毎に同様にまとめて、計8回報告します。」とありますが、これは特別返品等包括許可の有効期間が2年間のときのものであり、現在有効期間が3年間に延長されているので、「計8回」は「計12回」に修正する必要があります。

以上